平成２２年（フ）第２８３号
広島県福山市新市町大字相方396番地の１
破産者　迫田鐵工所有限会社
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９０号
広島県福山市神辺町道上756番地
破産者　株式会社神辺朝日デンキ
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第４５号
広島県庄原市高町1440番地の１
破産者　有限会社二上組
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３６９０号
横浜市神奈川区菅田町863番地16
破産者　株式会社ダイムエステート
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７号
神奈川県伊勢原市桜台５丁目５番19号
破産者　株式会社平勢屋酒店
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７３号
岐阜県各務原市那加太平町１丁目158番地
破産者　株式会社アサノ産業
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺39番地の１
破産者　熊崎喜美子
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９２９号
静岡市駿河区宮竹２丁目18番10号
破産者　株式会社コーワ
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１２号
愛知県豊田市浄水町原山１番地14
破産者　株式会社カスヤ工材
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
破産者　株式会社安河
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
島根県邑智郡邑南町井原4035番地17
破産者　上田　朋子
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１４７号
岡山県久米郡美咲町打穴上87番地１
破産者　有限会社グループホーム赤い屋根
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３１４号
福岡市南区桧原６丁目26番40号
破産者　有限会社千徳
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５２７号
宮崎市神宮東１丁目８番27号　神宮レジデンス203号、前住所宮崎市月見ケ丘１丁目14番９号
破産者　中野　　寛
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４４０号
福岡県久留米市荒木町白口2264番地13
破産者　上村　泰啓
１　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
２　一般調査期日　平成23年12月19日午前10時40分
平成23年10月28日
福岡地方裁判所久留米支部

最後配当に関する除斥期間

平成１４年（フ）第１８９号
三重県四日市市諏訪町２番５号　四日市商工会議所内
破産者　四日市商工貯蓄共済組合
除斥期間　平成23年11月24日まで
平成23年10月28日　津地方裁判所

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１７７号
徳島市佐古三番町16番８号
破産者　大住　　晃
１　期日　平成23年12月19日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月31日　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第５１号
山口県周南市大字大河内1579番地の６
破産者　株式会社三輝
異議申述期間　平成23年12月２日まで
平成23年10月31日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９５１号
福岡県古賀市天神６丁目20番８号
破産者　梶原　芳明
異議申述期間　平成23年12月21日まで
平成23年10月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３１号
福岡市博多区板付５丁目３番３号
破産者　株式会社九州志正堂
異議申述期間　平成23年12月26日まで
平成23年10月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３６号
福岡市早良区西新７丁目１番45―401号
破産者　濱田　　直
異議申述期間　平成23年12月26日まで
平成23年10月24日
福岡地方裁判所第４民事部